標柱十号から一二〇度四三分三六秒
一・三六八メートルの地点　十一号
標柱十一号から一一五度一九分一六秒
二・五九五メートルの地点　十二号
標柱十二号から一〇九度三五分三四秒
二五・九九五メートルの地点　十三号
標柱十三号から一〇九度五四分三三秒
〇・八六〇メートルの地点　十四号
標柱十四号から一〇九度三四分五四秒
二九・二九七メートルの地点　十五号
標柱十五号から二〇九度三分一七秒
〇・一〇三メートルの地点　十六号
標柱十六号から一一〇度八分五一秒
二一・三五四メートルの地点　十七号
標柱十七号から一〇六度一六分四四秒
三・六五七メートルの地点　十八号
標柱十八号から九八度三七分四一秒
一一・二五八メートルの地点　十九号
標柱十九号から九八度一九分二秒
四・三七六メートルの地点　二十号
標柱二十号から九六度四一分三九秒
一九・一三〇メートルの地点　二十一号
標柱二十一号から九三度五六分〇秒
一・三四一メートルの地点　二十二号
標柱二十二号から九〇度五九分三五秒
一・六七三メートルの地点　二十三号
標柱二十三号から九〇度五八分一九秒
一六・七四四メートルの地点　二十四号
標柱二十四号から九〇度五五分三二秒
一一・二六七メートルの地点　二十五号
標柱二十五号から二二六度一〇分三七秒
四・九五八メートルの地点　二十六号
標柱二十六号から一八〇度五九分二七秒
一四・七四八メートルの地点　二十七号
標柱二十七号から一八〇度五二分四一秒
四・八九四メートルの地点　二十八号
標柱二十八号から一三七度七分一二秒
五・〇〇八メートルの地点　二十九号
標柱二十九号から一七五度三一分二七秒
〇・五一三メートルの地点　三十号
標柱三十号から二〇六度五五分一五秒
一二・〇三一メートルの地点　三十一号
標柱三十一号から二五三度三九分三五秒
二五・九二二メートルの地点　三十二号
標柱三十二号から二九四度二三分一六秒
一〇・三九四メートルの地点　三十三号
標柱三十三号から二七五度八分五三秒
一一・一〇〇メートルの地点　三十四号
標柱三十四号から三度一五分二六秒
三・三六一メートルの地点　三十五号
標柱三十五号から三四三度五三分三八秒
五・五八七メートルの地点　三十六号
標柱三十六号から三三六度三一分四一秒
八・七二七メートルの地点　三十七号
標柱三十七号から三〇一度五六分五六秒
五・九〇六メートルの地点　三十八号
標柱三十八号から二九〇度三二分五一秒
三・九〇三メートルの地点　三十九号
標柱三十九号から二六六度一一分五秒
八・五二一メートルの地点　四十号
標柱四十号から二〇三度四五分四七秒
一・四〇〇メートルの地点　四十一号
標柱四十一号から一九四度九分五二秒
五・八五六メートルの地点　四十二号
標柱四十二号から一四五度三六分五四秒
〇・五二六メートルの地点　四十三号
標柱四十三号から二一一度四四分八秒
三・一九六メートルの地点　四十四号
標柱四十四号から一五一度三一分五七秒
〇・五一二メートルの地点　四十五号
標柱四十五号から二三七度四三分五五秒
三・〇〇六メートルの地点　四十六号
標柱四十六号から一九九度一〇分一九秒
九一・三九七メートルの地点　四十七号
標柱四十七号から二八六度四三分三四秒
一一七・三九二メートルの地点　四十八号
標柱四十八号から三四八度一四分九秒
七一・五二一メートルの地点　四十九号
標柱四十九号から一三度三九分五六秒
八・〇九七メートルの地点　五十号
標柱五十号から一三度五分五八秒
四・七一七メートルの地点　五十一号
標柱五十一号から一四度一八分四五秒
七・四九六メートルの地点　五十二号
標柱五十二号から一度四一分五五秒
六・四四四メートルの地点　五十三号
標柱五十三号から五九度四二分三一秒
四三・二八三メートルの地点　五十四号
標柱五十四号から九八度五八分八秒
九・二五六メートルの地点　五十五号

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
西根牧野沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
岩手県八幡平市松尾寄木字国見国有林
一五三三林班　ろ小班　一号から九号まで及び二十五号
ほ小班　十号から十六号まで
は小班　十七号から二十四号まで

○国土交通省告示第千五百二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十三年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十二月二十日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

○海上保安庁告示第二百六十二号

海上衝突予防法（昭和五十二年法律第六十二号）第十条第十四項の規定に基づき、分離通航方式に関する告示（昭和五十二年海上保安庁告示第八十二号）の一部を次のように改正し、平成二十三年一月一日協定世界時〇時から施行する。

平成二十二年十二月二十日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

別表の8の表の次に次の二表を加える。

8の2　WEST　KLINTEHAMN分離通航方式

分離通航帯	
分離帯	通航路
イからへまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びイに掲げる地点とへに掲げる地点とを結んだ線によつて囲まれた海面 イ　北緯57度26・49分東経17度42・26分の地点 ロ　北緯57度27・49分東経17度43・06分の地点 ハ　北緯57度28・49分東経17度44・05分の地点 ニ　北緯57度28・0分東経17度45・67分の地点 ホ　北緯57度27・09分東経17度44・75分の地点 ヘ　北緯57度26・1分東経17度43・97分の地点	トからタまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びトに掲げる地点とタに掲げる地点とを結んだ線によつて囲まれた海面（分離帯を除く。） ト　北緯57度27・63分東経17度37・13分の地点 チ　北緯57度28・71分東経17度37・98分の地点 リ　北緯57度29・93分東経17度39・18分の地点 ヌ　左欄のハに掲げる地点 ル　左欄のニに掲げる地点 ヲ　北緯57度26・55分東経17度50・52分の地点 ワ　北緯57度25・87分東経17度49・82分の地点 カ　北緯57度24・95分東経17度49・09分の地点 ヨ　左欄のヘに掲げる地点 タ　左欄のイに掲げる地点

沿岸通航帯
GOTLAND島陸岸と分離通航帯の東側の境界線との間の海面のうちレに掲げる地点からソに掲げる地点まで引いた線及びツに掲げる地点からネに掲げる地点まで引いた線との間の海面 レ　左欄のカに掲げる地点 ソ　北緯57度20・07分東経18度10・49分の地点 ツ　左欄のヲに掲げる地点 ネ　北緯57度26・46分東経18度7・15分の地点